

平成23年度当初予算 予算要求シート

整理番号 **38 - 088**

局・課名／ **教育委員会事務局・学務課**

(単位 千円)

事業名	中学校教育振興事業	平成21年度決算額	平成22年度予算額	平成23年度要求額
関連事業	小学校教育振興事業	事業費	265,758	268,471
		事業期間	H ~ H	全体事業費
事業目的	<p>学校教育法において、保護者が子に9年の普通教育を受けさせる義務を負うこと及び市町村は経済的理由によって就学困難と認められる保護者に対し必要な援助を与えなければならないことが規定されている。経済的理由により、就学困難と認められる生徒及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用負担の軽減を図ることにより、教育の機会を保障し義務教育の円滑な実施を図る。</p>			
事業内容	<p>今年度要求のポイント</p> <p><就学援助費> 認定基準額の改正及び支給単価を旧の補助単価への改正。 <支援学級等就学奨励費> 支援学級入級率増加に伴う、援助対象者の増加。</p>			
	事業内容	主な要求内容 (単位：千円)		
	<就学援助費> 4月から2月末の間に各区役所又は学校を通じて申請の有った者について、認定基準額と前年所得を比較し、認定基準額を下回る保護者に年3回に分けて給食費や学用品等の支給を行う。	項目	22年度予算	23年度要求額
	<支援学級等就学奨励費> 支援学級に在籍又は他校通級を受けている生徒の保護者からの申請に基づき、収入額が必要額の2.5倍未満の者に、学用品費、給食費等の一部を支給。2.5倍以上の場合、通学費を支給（公共交通機関を利用している場合に限る）。3.5倍未満については、交流活動交通費を支給。	内容・積算等		
	<中学校夜間学級就学援助費> 堺市在住の府内中学校夜間学級に通学する生徒で、経済的な理由で就学困難な者。ただし、全出席日数が1/2以上のものに限る。学用品費、校外活動費（上限2,180円）、修学旅行費（実費）、通学費（実費）について、支給する。	就学援助費	258,500	301,690
		支援学級就学奨励費	2,807	4,099
		中学校夜間学級就学援助費	7,164	5,579
		その他		
		合計	268,471	311,368
スケジュール（経過及び今後展開）		その他 特記事項		
【経過（～22年度）】 就学援助制度：昭和49年度から実施 中学校夜間学級就学援助費：H21年度以降 府補助金が削減（全事業費の1/2補助→通学費の1/2補助）されたのにもない、事業実施主体が設置市→居住市に変更。	【23年度】 継続 中学校夜間学級就学援助費においては、H23年度より府補助が廃止予定	【今後（～24年度）】 継続	就学援助制度及び中学校夜間学級就学援助制度において要綱改正が伴う。	